

タイトル	17世紀中葉イングランドの雇用労働と奉公人：ジョイス・ジェフリーズの家計簿から
著者	石井，健；ISHII, Takeshi
引用	北海学園大学経済論集，72(3)：1-22
発行日	2025-03-31

## 《論説》

# 17世紀中葉イングランドの雇用労働と奉公人： ジョイス・ジェフリーズの家計簿から

石 井 健

## はじめに

本稿は17世紀中葉のイングランドで雇用労働に従事した奉公人が実際にはどのようなものであったのかを、当時の家計簿から検討するものである。

日本における近世ヨーロッパの雇用労働に関する研究は、かつては「原蓄論／本源的蓄積論」ないし「賃労働形成史」の枠組みの中で扱われてきた。しかし、戦後歴史学ないしいわゆる大塚史学が1970年代に決定的衰退をして以降、史学界において「賃労働形成史」に対する関心は低いものとなり、それと連動して実証的な近世雇用労働史研究も低調となった<sup>1)</sup>。

一方、ヨーロッパでは近世から近代にかけての家族構成に着目し、世帯内の奉公人の存在を指摘したHajnalやLaslettの論考が1960年代に発表されて以降、若者の奉公に注目が集まるようになった。とりわけ、Ann Kussmaulの*Servants in husbandry* (1981)はその後の奉公人研究の方向性を決定づけた<sup>2)</sup>。

近年、Jane Whittleが精力的に奉公人研究を進めている。なかでもノーフォークの地方ジェントリの会計簿を使ったElizabeth Griffithsとの共著では、ジェントリ世帯内での奉公人の具体的な姿を論じている。最近では、時間使用研究の一環として教会裁判所の宣誓証言記録にあらわれる男女の労働の実態を収集したデータベース作成プロジェクトを進めており、このデータベースに基づいた研究成果も徐々に発表されはじめている。とりわけCharmian Mansellの研究は従来のライフサイクル奉公人論からはこぼれ落ちた女子奉公人の実態を提示し、少なくとも17世紀中

<sup>1)</sup> 近年のものとしては、近世イングランド徒弟制に関する米山秀氏の一連の研究がある。米山秀『近世イギリス家族史』（ミネルヴァ書房、2008年）；同「グロスタ兵役簿における年齢記載の信頼性：ライフサイクル奉公制論の検証のために」『首都大学東京オープンユニバーシティ研究論叢』、No. 8 (2013年)、3-22頁；同「非登録徒弟と工業化：産業革命以前のグロスタ市の事例」『比較都市史研究』第35巻第2号 (2016年)、9-36頁。

<sup>2)</sup> John Hajnal, "European marriage patterns in perspective", in D. V. Glass & D. E. C. Eversley, eds., *Population in history: essays in historical demography* (London: E. Arnold, 1965), pp. 101-143. [ジョン・ヘイナル「ヨーロッパ型結婚形態の起源」速水融編『歴史人口学と家族史』（藤原書店、2003年）、350頁]；idem, "Two kinds of pre-industrial household formation system", in Richard Wall, ed., *Family forms in historic Europe* (Cambridge: Cambridge University Press, 1983), pp. 65-104. [同「前工業化期における二つの世帯形成システム」上掲書、420頁]；Peter Laslett, "Size and structure of the household in England over three centuries", *Population Studies* 23:2 (1969), pp. 199-223；idem, "The institution of service", *Local Population Studies*, 40 (1986), pp. 55-60；Ann Kussmaul, *Servants in husbandry in early modern England* (Cambridge: Cambridge University Press, 1981).

葉までは奉公のより柔軟なあり方を指摘している<sup>3)</sup>。

本稿はこのホイットルやマンセルの研究成果を念頭に、先行研究では詳細な分析がなされていない会計簿史料を使い、そこに記録された賃金等の支出データから雇用労働の実態を明らかにし、定式化された奉公人論が近世前半においては必ずしもあてはまらないことを示すこととしたい。本稿で使用する史料は17世紀中葉に作成された地方ジェントルウーマン、ジョイス・ジェフリーズ Joyce Jeffreys が残した会計簿である<sup>4)</sup>。ジョイスは生涯独身のまま亡くなった女性であるが、こうした生涯非婚女性 never married woman を世帯主とする世帯は近世期では非常に少なく、典型的世帯とは言い難い<sup>5)</sup>。したがって、生涯非婚女性の会計簿を使用して当時の雇用労働のあり方を探ることは、一見すると不適切のように思われるかもしれないが、けっしてそうではない。むしろ、典型的な世帯構造からずれているからこそ、当時の標準的と見なされる雇用関係の性別と婚姻身分による偏差や問題点がより鮮明になると考えられる。はじめに、この会計簿についての概要と史料批判をおこなう。ついで、この会計簿から読み取れる雇用労働のうち、奉公人の具体的実態について検討し、定式化された近世奉公人像を検証したい。

## 1. ジョイス・ジェフリーズの会計簿

本稿で使用する史料は、17世紀前半にイングランド西部の都市ヘリフォードに在住したジョイス・ジェフリーズが1638年から1648年まで付けていた彼女の世帯に関する会計簿である。ここでは著者の人物紹介と史料の概要、および史料批判をおこなうことにする。

### 1) ジョイス・ジェフリーズの生涯<sup>6)</sup>

ジョイスの正確な生没年月日は不明である。先行研究では、生年については1569年から1583

<sup>3)</sup> Jane Whittle, *The development of agrarian capitalism: land and labour in Norfolk 1440-1580* (Oxford: Oxford University Press, 2000); idem, "Servants in rural England c. 1450-1650: hired work as a means of accumulating wealth and skills before marriage", in Maria Ågren and Amy Louise Erickson, eds., *The marital economy in Scandinavia and Britain 1400-1900* (Aldershot: Ashgate, 2005), pp. 89-107; idem, "Housewives and servants in rural England, 1440-1650: evidence of women's work from probate documents", *Transactions of the Royal Historical Society*, 15 (2005), pp. 51-74; Jane Whittle and Elizabeth Griffiths, *Consumption and gender in the early seventeenth-century household: the world of Alice Le Strange* (Oxford: Oxford University Press, 2012); Jane Whittle, ed., *Servants in rural Europe 1400-1900* (Woodbridge: The Boydell Press, 2017); Charmian Mansell, "The variety of women's experiences as servants in England (1548-1649): evidence from church court depositions", *Continuity and Change*, 33 (2018), pp. 315-338; Jane Whittle and Mark Hailwood, "The gender division of labour in early modern England", *Economic History Review*, 73:1 (2020), pp. 3-32; Jane Whittle, "Putting women back into the early modern economy: work, occupations, and economic development", *Economic History Review*, 77:4 (2024), pp. 1125-1153. <https://doi.org/10.1111/ehr.13323>; Charmian Mansell, *Female servants in early modern England* (Oxford: Oxford University Press for The British Academy, 2024).

<sup>4)</sup> British Library, Egerton MS 3054. Judith M. Spicksley, ed., *The business and household accounts of Joyce Jeffreys spinster of Hereford 1638-1648* (Oxford: Oxford University Press for The British Academy, 2012) [BHAJJ]. なお、「ジェフリーズ」の綴りには史料によって揺れがみられる。

<sup>5)</sup> Laslett, "Size and structure", p. 216; Richard Wall, "Woman alone in English society", *Annales de démographie historique*, 17 (1981), p. 311; Amy M. Froide, *Never married: singlewomen in early modern England* (Oxford: Oxford University Press, 2005), pp. 19-23.

<sup>6)</sup> とくに断りがないかぎり、以下本節の記述は次の文献を参考としている：BHAJJ, pp. xv-xxvii, 1-79; Robert

年までのどこかであろうと推定されている<sup>7)</sup>。したがって、会計簿が始まる1638年の時点で、ジョイスは55歳から69歳のどこかであり、当時の年齢感覚でいえばすでに老人と呼ばれた時期の会計記録ということになる<sup>8)</sup>。没年については、彼女が残した遺言補足書の作成日と遺言状全体の検認日から、1650年4月3日から11月9日までのどこかであろうと推定される<sup>9)</sup>。したがって、享年67～81歳である。当時としてはかなり長生きをした人物であった。

ジョイスはHenry Jeffreys of Ham Castle (d. 1583)とAnne Barnaby of Bockleton (d. 1616)がともに二度目の結婚をした際に生まれた唯一の子どもでもある。ヘンリー・ジェフリーズと最初の妻Anne Walshとの間には6人の子どもがおり、アン・バーナービーと最初の夫John Coningsby of Neen Sollars (d. 1567)との間には2人の子どもがいた。ジョイスには片親の違う兄姉が8人いたことになる。さらに、父ヘンリーの死後、母アンは3度目の結婚をSir Francis Kettleby (d. 1615)とおこなったが、二人の間には子どもは生まれなかった。したがって、ジョイスはこの複雑な家族の末娘であった<sup>10)</sup>。当時の社会では年少の非婚の娘が実家に残って老父母の介護を行うことがしばしばみられたが、ジョイスが生涯独身であった理由の一端に彼女が末娘であったことが関係しているかもしれない。というのも、彼女は母親のアンが亡くなるまで両親と一緒に生活していたと思われるからである<sup>11)</sup>。

ジョイスの生誕地は父ヘンリーの所領のあったHam Castle (現在はHome Castle) (ウスタシャー)である。しかし、母アンがフランシス・ケトルビーと再婚すると、ケトルビーの実家のあるCotheridge (ウスタシャー)へ母親とともに移動し、1616年に母親が亡くなるまでそこの生活が続いた。母の死後、ジョイスはHampton Court (ヘリフォードシャー)に移って、母

Tittler, “Jefferies, Joyce (c. 1570–1650)”, *Oxford Dictionary of National Biography* [ODNB], <https://doi.org/10.1093/refodnb/71790> [3 Nov 2024].

<sup>7)</sup> Griffithsは同母腹の姉Katherine Coningsbyや兄Humphrey Coningsbyとのその後の親密な兄妹関係から、ジョイスの生年を1570年頃と推定している。R. G. Griffiths, “Joyce Jeffreys of Ham Castle: a 17th century business gentlewoman”, Part 1, *Transactions of the Worcestershire Archaeological Society*, N.S. 10 (1933), p. 2, esp. n.4. Tittlerも1569年と1634年の紋章官訪問の記録から同様に推定している。R. Tittler, “Joyce Jefferies and the possibilities of spinsterhood in Hereford”, in idem, *Townspeople and nation English urban experiences 1540–1640* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2001), p. 180. この場合、会計簿が始まる1638年時点で68歳となる。

<sup>8)</sup> 近世期の女性の場合、50歳が壮年から老年の境目と見なされていた。Sara Mendelson and Patricia Crawford, *Women in early modern England 1550–1720* (Oxford: Clarendon Press, 1998), pp. 185–186; Lynn Botelho, “Old age and menopause in rural women of early modern Suffolk”, in Lynn Botelho and Pat Thane, eds., *Women and ageing in British society since 1500* (Harlow: Pearson, 2001), pp. 43–65; Amy Froide, “Old maids: the lifecycle of single women in early modern England”, in *ibid.*, p. 91; Lynn A Botelho, “The 17th century”, in Pat Thane, ed., *The long history of old age* (London: Thames & Hudson, 2005), pp. 115–118 [リン・A・ボテロ「十七世紀」パット・セイン編(木下康仁訳)『老人の歴史』(東洋書林, 2009年), 154–159頁].

<sup>9)</sup> The National Archives (TNA): Public Record Office (PRO), PROB11/214/242, ff. 174r–175v, Will of Joyce Jefferies, Spinster of Home Castle, Worcestershire; *BHAJJ*, pp. 305–309. Spicksleyはジョイスの甥のWilliam Jefferiesが彼女の債権価値を査定した10月17日までに彼女が亡くなったのだらうと推定している。*BHAJJ*, pp. 16–17, also see pp. 290–291.

<sup>10)</sup> G. Grazebrook and J. P. Rylands, eds., *The visitation of Shropshire taken in the year 1623, Part 1* (London, 1889), p. 130; W. P. W. Phillimore, ed., *The visitation of the County of Worcester made in the year 1569* (London, 1888), p. 58; A. T. Butler, ed., *The visitation of Worcestershire 1634* (London, 1938), 54. なお、ウスタシャーの紋章官訪問ではジョイスの母アン・バーナービーの最初の夫の名前はFrancisとなっているが、シュロップ

方のいとこの Sir Thomas Coningsby of Hampton Court (1550-1625) と同居することになった。なお、ジョイスはこのトマスと母方の兄 Humphrey Coningsby (1567-1610) の遺言状作成に関わっている<sup>12)</sup>。独立するまで父方よりも母方の親族との交流が深かったことが窺える。

ジョイスがヘリフォードに住まいを移すのは遅くとも 1623 年 (40-54 歳) である。この年の All Saints 教区の査定リストにはじめて彼女の名前が登場する。1638 年の帳簿の記述開始時、オール・セインツ教区の門外にある Widemarsh Street の家に住んでいたことが帳簿からわかる。それは John Fletcher から借りた家であった。あるいは 1623 年の時点ですでにフレッチャー所有の家で生活していたかもしれない。1624 年 6 月 19 日に査定された Lay Subsidy では、Widemarsh Ward 内のジョイスが占有する Thomas Fletcher の土地が 2 シリングと査定されていた<sup>13)</sup>。

その後、1642 年 9 月までこの家に住んでいたが、議会軍のヘリフォード進駐を前に Garnons (ヘリフォードシャー) に疎開した。1644 年 4 月のイースターにわずか 3 日間だけヘリフォードに戻り、議会軍進駐前から建設し完成していたワイドマーシュ街の新居に泊まると、すぐに故郷のホームキャッスルに移動し、そこで残りの生涯を過ごした。1650 年に亡くなり、近くの Clifton upon Teme 教区教会に埋葬された。

## 2) 会計簿の概要

ジョイスの会計簿は縦長の冊子体である。記録されている部分は全体で 73 葉あり、1 葉目から 24 葉目までが収入部分、25 葉目から 73 葉目までが支出部分である。収入部分と支出部分の間には数葉にわたる白紙の紙葉が挟まっている。どの紙葉も両面に記録されている。

会計簿は収入、支出とも 1638 年 4 月 1 日から始まり、収入部分は 1648 年 4 月 7 日まで、支出部分は同年 3 月 27 日まで続いている。会計簿の書式は各頁おおまかに三列になっており、左欄に日付とメモ、中央欄に主要記事項目、右欄に金額が記載されている。罫線が引かれているわけではないため、左欄のとくに日付が中央欄の記事項目と完全には対応せず、あいまいなところもしばしば見られる。また、日付はすべての項目に記録されているわけでもない。一般に、同日の項目の場合は二件目以降の日付が省略されていると考えられるが、ところによっては同じ日付が繰り返される場合もあり、たんなる省略か疑わしい場合もある。したがって、収支項目のすべてを時系列的に正確に再構成することはできない。そして、各頁の最終行には小計が記載されていて、おおむね正確であるが、一部実際に集計した額とずれているところがみられる。そのほとんどは単純なミスで、間違えた理由を合理的に推測できる。

会計年度は 1642 年度まで毎年「St Mary Day」(受胎告知の日、3 月 25 日) から翌年「St Mary Eve」(3 月 24 日) までとなっている。ただし、実際の記載では、新年度は基本的に 4 月 1 日から始まる一方、本来であれば新年度を含められるべき 3 月 25 日から月末までの分が前年

---

シャーの紋章官訪問では Johannes となっており、先行研究では後者が正しいものとされている。H. R. Woudhuysen, “Coningsby, Humfrey (1567-1610/11)”, *ODNB*, <https://doi.org/10.1093/refodnb/68035> [3 Nov 2024]; Tittler, “Jefferies, Joyce”; *BHAJJ*, p. 9.

<sup>11)</sup> Froide, *Never married*, p. 49.

<sup>12)</sup> TNA: PRO, PROB11/148/530, ff. 291v-296r, Will of Sir Thomas Coningsbie of Hampton Court, and PROB11/129/796, ff. 502r-503r, Will of Humphrey Coningsby of Neen Sollars.

<sup>13)</sup> これとは別にジョイスは 3 シリング 4 ペンスと査定されている。*BHAJJ*, p. 295.

度分として計上されており、厳密ではない。これに対し、1643年度から会計年度の開始は4月1日に変更され、1646年度には会計年度末が3月31日に延長され、帳簿の実態と一致するようになった<sup>14)</sup>。また、年度末には年間の総収入額と総支出額がまとめられているが、ここではジョイスが生活するヘリフォード（のちにホームキャッスル）の世帯収支総額だけでなく、ジョイスが保有するBroadward<sup>15)</sup>領についての収支総額や1638-1642年の支出部分にはヘリフォードの屋敷で費やされた農産物等の支出総額も合わせて計上されている。1646/7年1月から奉公人John Berryがブロードワード領の支出管理のため現地に赴いたという記事があり、その後の総支出額の記事に「この帳簿とブロードワードの帳簿による一年間の支出合計」とあるので、ブロードワード領については別の詳細な会計簿があったと思われるが、そちらの方は現存していない<sup>16)</sup>。したがって、本稿で扱う会計簿はあくまでもジョイスが生活拠点としていた世帯の収支のみが対象となっていて、ジョイスの経済活動全体を再構成できるわけではない。

年度毎の収支をまとめると表1となる。さらに、項目別に分類したものが表2である。全体的に帳簿は1642-43年あたりを境に前後の時期に分けられる。いわゆるピューリタン革命の勃発と内戦の突入に地方都市ヘリフォードも無関係ではいられず、議会軍のヘリフォード進駐に先立ちジョイスが疎開したこと、とくに対象時期の晩年は生活の拠点をホームキャッスルに移したことから、それ以前と生活がガラッと変わってしまったことを反映している。この点は、奉公人の活動等を観察する際に念頭においておくべき点である。

収入面で特筆すべきは、ジョイスの金融業者としての活動である。利子収入の元金を集計して貸付総額を推計した表3をみると、内戦突入前までの1638-1642年には年間平均4000ポンド前後の貸し付けを行っていた<sup>17)</sup>。そこから生じる利子収入がジョイスの生活の大半を支えていたことがわかる。ただし、内戦に突入しヘリフォードが議会軍の支配下に入ると、利子払いの延滞が

<sup>14)</sup> 以下に掲出する図表では、とくに断りのない限り、会計年度を4月1日から3月31日までとしている。これは、会計簿の書式上、日付がすべての記載項目に附されているわけではないため、3月25日から31日の分を完全には特定できないことによる。

<sup>15)</sup> ヘリフォードシャーのレムスター Leominster 南部近郊にある。

<sup>16)</sup> *BHAJJ*, pp. 274, 277. 英国図書館に所蔵される以前はジェフリーズ一族に所縁のあるところで会計簿他の史料が保存されていたが、19世紀末に屋敷が火災に遭い、蔵書の多くが失われた。現存しない別の会計簿はその際に消失したのかもしれない。Griffiths, "Joyce Jeffreys", Part 1, p. 5, fn. 6; *BHAJJ*, p. 3, fn. 9.

<sup>17)</sup> 元金が清算されず、利子払いも延滞された場合、いつまでその債権が有効であったかが不明であるため、最後に利子払いがおこなわれた（滞納金の支払いを含む）月より先は貸付総額に含めなかった。ただし、元金の一部が支払われた場合でその後の利子払いの記録がない場合と、1647年に延滞金を含む利子払いはされたが、元金の精算は行われていない場合、1651年の債権一覧に登場する場合には、1647年度末まで債権が残っていたものとして貸付総額に組み込んだ。したがって、表3で1643年以降の貸付総額が減少していく原因の大半は、元金が清算されず利子払いも延滞された不良債権が大量に発生していたことによる。

なお、ジョイスの会計簿の収入部では、元金の一部支払いは本文中に記録されるものの、清算による全額返済はもっぱら左欄外に記録されているため、総収入額に清算分は含まれていない。

ところで、ティトラーは「1639-40年に期日のあるローンの元金は5890ポンドに上る」と述べているが、これは元金が継続されているものの債務者が途中で変更になる債権を別々の元金として積算した結果ではないかと思われる。Tittler, "Joyce Jeffreys", p. 187. 一方、スピックスリは「最良の年である1639-40年に、ジョイスの収入は658ポンドに達し、ローンで4,586ポンド以上を有した」と述べている。この年度末に記載されている収入項目の一部は本来は翌年度に記載されるべきものが含まれているのみならず、翌年度にも同じ項目が記載されていて二重になっている。本稿の表1では二重部分を取り除いているため、1639-40年の総収入額は正しくは約593ポンドとなる。*BHAJJ*, p. 28.

表1 会計簿の収支, 1638-47年

## 収入

年	ヘリフォード	ブロードワード	合計
1638	£383 1s 5.5d	£160 0s 9d	£543 2s 2.5d
1639	£453 8s 10d	£139 18s 1d	£593 6s 11d
1640	£404 19s 4d	£37 15s 10d	£442 15s 2d
1641	£354 7s 10d	£172 14s 2d	£527 2s 0d
1642	£310 10s 6d	£214 6s 9d	£524 17s 3d
1643	£302 16s 11d	£80 12s 8d	£383 9s 7d
1644	£189 12s 2d	£70 2s 4d	£259 14s 6d
1645	£170 2s 10d	£150 6s 5d	£320 9s 3d
1646	£286 5s 4d	£279 15s 2d	£566 0s 6d
1647	£329 7s 6d	-	£329 7s 6d

## 支出

年	ヘリフォード：世帯	ヘリフォード：穀物その他	ブロードワード	合計
1638	£267 4s 6d	£194 9s 8d	£48 14s 3d	£510 8s 5d
1639	£194 19s 2.5d	£147 0s 3.5d	£55 4s 11d	£397 4s 5d
1640	£292 3s 0d	£147 19s 6d	£132 3s 8.5d	£572 6s 2.5d
1641	£229 7s 7.5d	£161 8s 5.5d	£130 17s 8d	£521 13s 9d
1642	£387 7s 5d *1	£71 2s 7d	£130 2s 10.5d	£588 12s 10.5d
1643	£441 8s 3d *2	-	£135 2s 3d	£576 10s 6d
1644	£352 3s 11d *3	-	£83 7s 9d	£435 11s 8d
1645	£86 12s 2d *3	-	£178 1s 8d	£264 13s 10d
1646	£176 7s 0d *4	-	£250 7s 10d	£426 14s 10d
1647	£692 16s 10d *4	-	-	£692 16s 10d

注 \*1 一部「ヘリフォードその他」 \*2 「ヘリフォード&ガーノンズ」 \*3 「ヘリフォード&ホームキャッスル」 \*4 「ホームキャッスルその他」

出典 BHAJJ

発生して収入が減少し、とくに1645-46年の総額が激減している<sup>18)</sup>。内戦が終結した1647年には延滞金を含む利子の支払いが再開されるが、内戦以前のレベルには戻りきれないまま会計簿が終わっている。貸付先の人物の生死を含めた内戦による地方都市の生活環境・経済活動の変化がジョイスの金融事業に跳ね返ってきた結果といえよう。

貸し付けからの利子収入に次いで、収入源として重要なものがジョイスの母方の親戚であるFitzwilliam Coningsby of Hampton Court (d. 1666)から支給された年金であった。これは二通りある。一つは亡くなった母方の兄ハンフリー・コニングスビーから遺贈されたもので、年金額は毎年66ポンド13シリング4ペンス、もう一つはフィッツウィリアムの父親であるトマス・コニングスビーから遺贈されたもので、毎年10ポンドである。前述のとおり、いずれもジョイス自身が遺言状の作成に関わっていた。年金はどちらも年2回の分割払いで、受胎告知の日(3月25日)と聖ミカエル祭(9月29日)に支給された。また内戦の進行とジョイスの疎開のため、

<sup>18)</sup> それもあってか、ヘリフォードの門外ワイドマーシュ街にあったジョイスの3つの家(うち1つは新築の家「my great new house」)を合計約72ポンドで売却した。BHAJJ, p. 132.

表2 ヘリフォード世帯収支の内訳, 1638-47年

収入

年	利子・地代	年金	負債	返済	農業	その他事業	売却益	その他	合計
1638	87.2%	10.0%	0.0%	1.2%	1.3%	0.1%	0.0%	0.1%	£383 1s 5.5d
1639	64.3%	25.4%	0.0%	0.0%	3.3%	5.9%	1.1%	0.0%	£453 8s 10d
1640	74.0%	18.9%	2.6%	0.0%	1.5%	2.7%	0.2%	0.0%	£404 19s 4d
1641	72.1%	21.6%	0.0%	0.0%	6.2%	0.1%	0.0%	0.0%	£354 7s 10d
1642	73.4%	12.3%	3.5%	1.5%	2.9%	5.9%	0.0%	0.3%	£310 10s 6d
1643	66.9%	25.3%	0.3%	0.0%	2.6%	4.9%	0.0%	0.0%	£302 16s 11d
1644	67.3%	0.0%	15.8%	0.0%	0.0%	16.9%	0.0%	0.0%	£189 12s 2d
1645	37.9%	11.9%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	42.2%	0.0%	£170 2s 10d
1646	17.7%	12.4%	0.0%	69.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	£286 5s 4d
1647	54.6%	17.6%	26.5%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.1%	£329 7s 6d
1638-47	63.9%	16.8%	4.4%	6.6%	2.2%	3.7%	2.4%	0.1%	

支出

年	食料	衣服	家財道具	光熱	医療	娯楽	土地建物	農業	その他事業
1638	0.3%	33.5%	4.7%	0.7%	0.1%	0.1%	0.0%	1.2%	7.2%
1639	0.7%	17.8%	1.4%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.7%	4.4%
1640	0.0%	12.6%	1.2%	0.3%	0.3%	0.0%	8.6%	1.9%	5.0%
1641	1.8%	34.0%	3.7%	0.4%	0.1%	0.3%	0.0%	7.1%	6.2%
1642	3.6%	8.9%	3.0%	0.5%	0.0%	0.3%	0.0%	0.8%	3.7%
1643	8.3%	2.0%	0.3%	0.4%	1.0%	0.0%	0.0%	4.4%	2.8%
1644	7.9%	3.1%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
1645	32.7%	13.4%	0.7%	0.0%	0.5%	0.1%	0.0%	0.9%	0.0%
1646	10.8%	1.0%	0.3%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1647	4.6%	4.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%
1638-47	5.3%	10.8%	1.4%	0.2%	0.3%	0.1%	0.8%	1.7%	2.8%

年	貸付け	返済	利子・地代	税金・手数料	教会	賃金	持参金	贈与	その他	合計
1638	0.0%	18.7%	7.1%	2.0%	0.4%	14.2%	0.4%	9.4%	0.0%	£267 4s 6d
1639	0.0%	0.0%	11.8%	0.2%	0.4%	24.3%	0.5%	37.3%	0.1%	£194 19s 2.5d
1640	0.0%	1.0%	10.6%	1.2%	0.3%	17.9%	34.2%	4.8%	0.1%	£292 3s 0d
1641	0.0%	0.2%	10.5%	3.4%	0.2%	23.9%	0.0%	8.1%	0.1%	£229 7s 7.5d
1642	0.6%	18.3%	7.8%	0.5%	0.1%	6.8%	25.8%	19.0%	0.3%	£387 7s 5d
1643	0.0%	0.1%	6.4%	0.0%	0.0%	3.2%	68.0%	3.0%	0.2%	£441 8s 3d
1644	0.0%	0.0%	10.3%	0.0%	0.0%	2.8%	71.0%	3.1%	0.1%	£352 3s 11d
1645	0.0%	3.2%	31.5%	0.9%	0.0%	4.9%	0.0%	11.0%	0.0%	£86 12s 2d
1646	0.0%	11.3%	35.6%	0.5%	0.0%	19.5%	17.0%	3.2%	0.0%	£176 7s 0d
1647	3.1%	54.1%	7.0%	0.4%	0.0%	1.3%	21.6%	3.0%	0.0%	£692 16s 10d
1638-47	0.8%	16.7%	10.6%	0.8%	0.1%	9.3%	29.9%	8.5%	0.1%	

出典 表1と同じ



表3 貸付額と利子収入 (ポンド)

年	貸付額 (年平均)	利子 (年総額)	割合
1638	3,451.7	334.0	9.7%
1639	4,114.3	291.6	7.1%
1640	4,456.0	299.7	6.7%
1641	4,050.1	255.5	6.3%
1642	3,771.8	228.0	6.0%
1643	3,107.0	202.7	6.5%
1644	2,806.8	127.6	4.5%
1645	2,466.3	64.5	2.6%
1646	1,868.0	50.8	2.7%
1647	1,545.4	179.9	11.6%
1638-1642	3,968.8	281.7	7.1%
1643-1647	2,358.7	125.1	5.3%

注 貸付額の算出については本文、とくに注17を参照のこと。

出典 表1と同じ

両方とも1643年3月分でいったん打ち切られた(しかも、受け取ったのは同年10月だった)。1645年9月分から支払いが再開されるが、ハンフリーの遺贈分のみで、しかも滞納分も含め全額が支給されることはなかった。

ジョイスが所有した不動産からの地代収入や賃貸料収入も一定の規模を有していた。ただし、収入源である土地や建物の多くはジョイスの金融事業の結果取得されたものである。農地については、1638年の帳簿の開始時点でジョイスはブロードワード、the Free Town, Whartonの三つの農場を保有していた。このうち、ヘリフォードの東Tarrington教区に位置するフリー・タウン農場からは年94ポンド11シリング8ペンスの地代を受け取っている。これも年2回の分割払いで、支払日はやはり受胎告知の日と聖ミカエル祭であった<sup>19)</sup>。また、レムスターの南に位置するウォートンの農場はJohn Hackluitが1638年にジョイスから800ポンドを借りるために抵当権を設定した土地で、その利子収入＝地代収入が年64ポンドだった。同じく、オックスフォードシャーのChastleton教区にあるBrookend領にジョイスは二ヶ所の牧草地を保有したが、こちらも元は親戚のEdmund Ansley(1593-1659)が以前から借りていた200ポンド分の借金の抵当として設定された土地で、年16ポンドの利子＝地代収入となった。さらに、1639年にはLady Grisell Poyntzから年14ポンドでEwe Withington村<sup>20)</sup>のCobnall牧草地を借りたが、借りるやすぐに年6ポンドで又貸しをした。この他、ヘリフォード市内に所有する建物の貸し出しもおこなった。ワイドマーシュ街の家をMaud Pritchettに年3ポンドで貸したり、同じ通り沿

<sup>19)</sup> ただし、1638年末にこの土地をPeter Nashに売却している。BHAJJ, p. 159。一方、1639年4月23日付の収入項目では、彼から400ポンドの元金から200ポンドの返済を受け取り、かつ残りの200ポンドの5ヶ月分の利子7ポンド6シリング8ペンスも受け取っている。その後は年16ポンドの利子払いが続くが、1646/7年2月5日によりやく残りの200ポンドがナッシュから返済された。Ibid., pp. 90, 136。時期からみて、この400ポンドの債権はフリー・タウン農場の売却によるもので、そのうちの半額は半年以内に支払われたが、残りは1646/7年2月5日に返済されるまでのこったものとおもわれる。

<sup>20)</sup> 現Withington教区。ヘリフォードの東に位置する。

いにある Elyzabeth Goulding から購入した家を Robert Goulding に年 12 シリングで貸したりしている<sup>21)</sup>。

この他、複数の事業収入がある。主なものは農業、林業、馬の取り引きである。農業収入はジョイスが所有している農地や庭園、家畜から生じる農産物の売却益である。もっとも売却額が大きかったのは麦芽である。帳簿の期間中 32 ポンド強の収入だった。ついで多かったのが干し草で、20 ポンド強だった。牛、羊、豚からの畜産物も重要だった。食肉・皮革・獣脂・ミルクと多彩で、なかでもジョイスの自宅で屠殺された家畜の皮革の売却からは 15 ポンドほどの収入があった。また、庭園で栽培されたキュウリ、キャベツ、プラム、サフラン、メロン、リンゴといった野菜・果物・ハーブも一定の収入があった。その他、厩肥や種子の販売を行っていた点は農業史的にたいへん興味深い。

林業収入については、切り出して整えた材木の売却益である。伐採等の作業に人を雇っており、本格的な事業となっている。一方、馬の取り引きは市場で購入した馬を育てて売却するというもので、どうやらブリーダー事業を手がけていたようである。ただ、同時に自分の乗馬用あるいは馬車用の馬を定期的に購入していた。馬の取り引きは趣味かつ実用目的であったのだろう。

支出面でも金融関連の支出が非常に大きい。貸し付けを行う場合も債務の返済を行う場合も、利子や地代・家賃の支払い（そもそもヘリフォードのワイドマーシュ街にあるジョイスの自宅がフレッチャーから借りた住宅であった。）もすべて支出項目として扱われるからである。ただ、金融関連項目のみならず、支出全体の中で一番大きな項目は奉公人が結婚する際に生じた持参金支払いであった。期間中の総支出額の平均 30% となっている。毎年発生するものではないが、支出の際はまとまった金額になりやすい。

ついで規模の大きい支出項目が被服費関連である。期間中平均で 11% を占めている。ここにはジョイス自身の衣服だけでなく、彼女の奉公人たちの衣服の費用も含まれている。地元やロンドンの呉服商から布などの材料を購入し、地元の仕立屋に服の仕立てを依頼するという手順である。呉服商はジョイスの御用商人となっていて、扱う金額からジョイスの中で商人間にランクがあったと考えられる<sup>22)</sup>。

奉公人や臨時の勤労者への賃金支出も平均で 9% を占めた。奉公人向けの衣服や持参金も含めると、雇用関連の支出はかなりのウェイトを占めていた。その内容については次章で詳述する。

また、収入同様、支出構造も 1642 年前後を境に変化した。この点でもっとも興味深いのは食料費・農業関連事業費であろう。1642 年まで農産物消費額はこの会計簿とは別に帳簿がつけられていたようで、総額しかわからないが、かなりの支出となっていた（表 1 参照）。これに対し、1643 年以降は、ヘリフォードからの疎開先で定期的に食料費が支出されている。関連して、農業関連事業費については、賃金を中心にジョイスの保有する土地・庭園での農作業向けの支出が多い。この間の農産物の売却による農業収入とも合わせると、内戦前は保有する農地で生産され

<sup>21)</sup> 当時のコモンローの下では、非婚女性は動産および不動産の所有が認められ、その財産を売却することも遺贈することもできた。Marjorie K. McIntosh, "The benefits and drawbacks of femme sole status in England, 1300-1630", *Journal of British Studies*, 44:3 (2005), pp. 412-417; Cordelia Beattie, *Medieval single women: the politics of social classification in late medieval England* (Oxford: Oxford University Press, 2007), pp. 25-26; idem, "Living as a single person: marital status, performance and the law in late medieval England", *Women's History Review*, 17:3 (2008), p. 335.

<sup>22)</sup> *BHAJJ*, pp. 49-50.

た小麦や肉などの食糧も一定程度ジョイスの食卓を満たしていたのであろう。

その他、支出項目は多岐に渡るが、いずれも支出総額に占める割合は極めて小さい。ジョイスの会計簿は収支とも基本的に金融事業のための帳簿としての役割が大きく、次いで雇用関係の支出が重要であったということになる。

以上、ジョイスの会計簿の概要と史料上の問題点を検討してきた。生涯独身の地方ジェントリ女性というジョイスの明示的な社会的アイデンティティとはことなり、会計簿自身は実質的に金融業者世帯の事業用帳簿という特徴をもっていた。この点を念頭に、その世帯で働く奉公人の実態を次にみていくことにしたい。

## 2. 奉公人の実態

### 1) 奉公人の形態

先行研究で定式化されてきた近世期の奉公人の特徴は次のとおりである。標準的には十代後半から二十代前半の未婚の男女で、親元を離れ雇用先に住み込んで働く勤労者である。雇用期間は1年が一般的で、食事と寝床、賃金を対価として受け取る<sup>23)</sup>。さて、ジョイスの雇った奉公人たちはこの定式化された奉公人像にきれいに納まるのだろうか。以下、具体的にみてみよう。

まず、ジョイスの会計簿には28人の奉公人が登場する。肩書として「my servant」の名称をもつ者の他、「my maid」「my man」「my boy」「my coachman」等、必ず「私の」という人称代名詞の付けられた職種名をもつ人々を含む。その多くは賃金 wage が支払われていた。その一方で、賃金は支払われているが奉公人等の肩書をもたない人も一定数存在した。そこで、ジョイスの帳簿に現れる人物を肩書と賃金との関係で整理すると、奉公人は4つの形態に分類できる。第一に、奉公人の明示的肩書があり、賃金が支払われている人、第二に、奉公人の明示的肩書はあるが、賃金は支払われていない人、第三に、奉公人の明示的肩書はないが、賃金は支払われている人、最後に、奉公人の明示的肩書もなければ、賃金も支払われていないが、それ以外の理由から奉公人とみなせる人である。

第一形態は女性8人、男性3人の計11人である。女性はメイド6人、奉公人1人、調理メイド cook maid あるいは醸造メイド brewing maid の肩書をもつ者が1人であり、男性は奉公人が1人、御者が2人であった。うち女性4人、男性は全員が帳簿の期間中に退職をしている。また、メイドの一人 Jane Hill はジョイスがガーノズに滞在中に雇っていたメイドである。

第二形態は8人で、女性3人、男性5人である。女性はメイド1人、奉公人2人、男性は奉公人3人、従僕 man 1人、ボーイ1人である。このうち、従僕のジョン・ベリーは1646/7年1月からブロードワード領の支出管理を任されて現地に赴任しており、メイドの Mary Collins of Broadward とボーイの Dick Rowles of Broadward はその出自からブロードワード領で働いていたと思われる。ブロードワードの総支出額には「奉公人の賃金」が含まれているとあるので、彼

<sup>23)</sup> Laslett, “The institution of service”. なお、奉公人や日雇い労働者などを含む雇用労働者一般を指し示す用語として、本稿では仮に「勤労者」を使用する。英語で“worker”に相当する用語である。近年の近世労働史研究において、多くの研究者がおそらく意識的に“labourer”を雇用労働者の中の特定集団を指す用語として限定的に使用し、一般的包括的用語としては“worker”を使用しているように思われる。本稿では日本語ですでに慣用的言い廻しが確立している場合を除き、可能な限り両者を区別して使用することとする。

らの賃金については現存しない別の帳簿に記載されていた可能性が高い<sup>24)</sup>。また、ジョン・ベリーと奉公人の Mary Baddam 以外の 6 人は、所用でジョイスの元を訪れたときにしばしばジョイスからチップが与えられたことから、少なくともその時点では別の領地や屋敷に住んでいてジョイスとは同居しておらず、そのために帳簿に賃金の記録がないとも考えられる。さらに、ディック・ロウルズの肩書から、彼は標準的な奉公開始年齢よりも若くして働き始めたと思われるが、1598 年救貧法に始まる貧民徒弟修業制度にしたがって働いている可能性がある。マンセルによれば、この制度の下で奉公に出た年少者の場合、その多くはジェントリ世帯で雇われ、一般に賃金が払われなかったという<sup>25)</sup>。ロウルズもこの事例にあたるのかもしれない。以上をふまえると、このカテゴリーに属するものは、実際は賃金が支払われているがジョイスとは同居していないため会計簿には記録がないか、無給であることが常態のものということになる。

第三形態は 7 人が該当するが、その代表は Mathias Rufford である<sup>26)</sup>。かれは、ところどころ「Mr」の敬称が附せられているが、奉公人であることを示唆する肩書は帳簿上には登場しない。しかし、収支の記録から推測して、ジョイス世帯の執事的立場の人物であろうことがわかる。マサイアス・ラフォードは帳簿開始からしばらくは定期的に賃金が支払われていたが、ジョイスから借用証書を発行されてからは彼の賃金支給は止み、利子払いに代わった。また、Elyzabeth Munckland は帳簿の開始時点で仕立屋 Edward Munckland と結婚したばかりとみられ、借用証書にもとづいて利子払いがされていたが、1639 年に四半期分だけ賃金が支払われている。結婚時にジョイスから持参金を贈られてもいるので、おそらく彼女はジョイスの元奉公人であり、引退し結婚した元奉公人が一時的に現役復帰したことになる。つまり、ジョイスにとって奉公人やメイドという肩書は独身であることを含意するため、既婚者であるエリザベス・マンクランドにはこれらの肩書がつかなかったのかもしれない<sup>27)</sup>。残りの 5 人については肩書がない理由を推測できる情報が乏しい。

最後に、奉公人等の肩書もなければ賃金も支払われていないが、その他の理由から奉公人とみなせる人びとである。ここには少なくとも Elyzabeth Acton と Elyzabeth Newton の二人の女性が該当する。帳簿期間中、この二人には貨幣による賃金の支払いこそないが、衣服や祝儀、医療

<sup>24)</sup> BHAJJ, pp. 200, 238.

<sup>25)</sup> Mansell, *Female servants*, pp. 105-107. なお、ホイットルは、1561 年にバッキンガムシャーの治安判事が賃金査定において、16 歳未満の男性奉公人と 18 歳未満の女性奉公人は「いかなる賃金も受け取らず、食べ物と飲物、衣服、その他必要品のみ受け取るべき」と命令したと指摘している。Whittle, *Development of agrarian capitalism*, p. 270. これが一般的な取扱いであったとすれば、年少者に貨幣賃金が支払われなかったのは 1598 年救貧法以前からの慣習であったことになろう。

<sup>26)</sup> 1569 年、1634 年、1683 年の紋章官のウスタシャー訪問で「Rufford of Sapey」家が登場するが、その家系図に「Mathew Rufford」という人物が存在する。父親は Roger Rufford of Sapey (1634 年の紋章官訪問の際、家長であった人)、母親は Christian Fido (John Fido of Stanford の娘) で、マシューはその三男にあたる。そして、このラフォード家はジェフリーズ家と姻戚関係にある。マシューの曾祖父 Roger Rufford of Lower Sapey が Henry Jeffreys of Holme Castle の娘 Joane と結婚している。Butler, ed., *Visitation of Worcestershire 1634*, p. 83. Sapey はクリフトン・アボン・ティームに隣接するウスタシャーの村で、ジョイスの生地に近い。帳簿には Mathias が Mathew と綴られているところもあるので、同一人物かもしれない。つまり、マサイアスはジョイスとは遠い親戚関係にあった可能性がある。

<sup>27)</sup> BHAJJ, pp. 155, 178. なお、エドワードとエリザベスの間には、William (1640 年 6 月 24 日洗礼)、Thomas (1643 年 4 月 14 日洗礼) の 2 人の子供が生まれているが、1643/4 年 2 月 26 日にエリザベスが亡くなっている。Ibid., p. 249.

など、ジョイスに仕えた奉公人にしばしば与えられる貨幣賃金以外の福利厚生が与えられている。また、エリザベス・アクトンには、上記ラフォードと同様、ジョイスから借用証書が与えられ、利子払いが行われていた。ラフォードをふまえると、帳簿開始以前のある時期まで奉公人として賃金を受け取っていた可能性がある<sup>28)</sup>。

この他、帳簿には「賃金」支払いが明示されているが、奉公人と呼ぶには疑わしい人たちが3人いる。一人は「ブロード街の鍛冶屋 the smith in the Brood Streete」とだけジョイスに呼ばれている匿名の鍛冶屋である。1640-42年の時期、ジョイスの飼っている馬の蹄鉄打ちを多く引き受けているが、そうした仕事が舞い込む前、彼女の馬車用牝馬2頭の蹄鉄打ち用合金に関して1640年6月23日までの半年間分の賃金10シリングが同年7月26日に支払われている。雇用期間も含め支払いについては奉公人に近い待遇ではあるが、特定の作業についての契約であり、雇用中ジョイス家に住み込みで作業をしていたとは読み取りがたく、奉公人の範疇には入れがたい。

次に、Simon Reece はヘリフォード市内オール・セイントズ教区教会の書記 clerk であったが、1638年と1641-42年に年賃金8ペンスをジョイスから支払われていた。金額的にみて、これはジョイスの教区民としての負担分であって、彼女と雇用関係にあったわけではないだろう<sup>29)</sup>。

同様に、ヘリフォードの靴屋 John Trahern は<sup>30)</sup> ジョイスから「my soldier」あるいは「my city soldier」と呼ばれていたが、1638年から1643年までヘリフォード市の民兵の一員として軍事教練に参加し、その費用をジョイスが負担していた。この費用は「教練兵士の賃金」と呼ばれ、1日あたり20ペンスで教練参加日数分支出されていた。ここで注目すべきは、日払い単位であっても「賃金」と呼ばれていたことである。このトラハーンの事例を除き、ジョイスは日雇い労働への日払い支出を「賃金」とは呼んでいない。おそらく意識的に奉公と日雇い労働を区別していたと思われる。それはともかく、この「賃金」は負担金であるから、リース同様、両者の間に雇用関係はない。

ジョイスが帳簿の期間中に雇っていた奉公人は以上である。第一形態と第三形態の奉公人のうち、賃金が支払われている期間をもとに同時にジョイス世帯に所属していた人数を算出すると、期間中平均3.2人となる。しかし、ジョイスがヘリフォードで生活をしていた1638-42年の時期に限ると平均5.3人で、多いときは同時に8人が仕えていた。これに対し、疎開した1643年以降は平均1.1人だった。ただし、1642/3年2月以降はマサイアス・ラフォードに賃金が支払われなくなるのと、1643年8月の結婚まではエリザベス・アクトンが、全期間を通じてエリザベス・ニュートンがジョイスに仕えていたので、彼らを加えると、実際は全期間通じて平均5.6人、1638-42年で7.8人、1643-47年で3.4人となり、最大同時に10人が仕えていた。ブロードワードなどの他の領地で雇用されていたものも含めるとさらに多かったことだろう。ホイットルによれば、マイナーなジェントリと豊かなヨーマンは典型的には4-5人の奉公人を雇い、より豊か

<sup>28)</sup> エリザベス・アクトンは1643年9月6日に Francis Geers of Garnons と結婚しているが、その際、ジョイスから持参金800ポンドを出してもらっている。BHAJJ, p.242. エリザベス・ニュートンについては、後述のように、ジョイスの遺言状では「my servant」と明記され、100ポンドの元金などが遺贈されている。

<sup>29)</sup> BHAJJ, p.314.

<sup>30)</sup> Credenhill (ヘリフォードシャー) 教区牧師で、かつ詩人・作家の Thomas Traherne (c. 1637-1674) の父親と推定されている。ジョンは地元王党派軍の士官として戦い、捕虜としてとらえられ、4ポンドの身代金を支払った。1669年5月28日、息子の務めるクリーデンヒル教会に埋葬されたようである。Julia J. Smith, "Traherne, Thomas (c. 1637-1674)", ODNB, <https://doi.org/10.1093/refodnb/38074> [3 Nov 2024]

なジェントリや600エーカー以上の大規模農場を所有するもの場合にはもっと多く、雇用帳簿を調べた10世帯のうち、平均奉公人労働力は女性2人と男性6人からなっていたという<sup>31)</sup>。ヘリフォード在住時代のジョイスの世帯は独身女性世帯主であったにも関わらず、奉公人雇用については同時代の上層ジェントリ層に相当する規模であったといえる。金融業者としての活動がこうした雇用規模を必要としたと考えられる。

## 2) 賃金の支払い形態と雇用期間

表4は奉公人の年間賃金を男女別に整理したものである。最小1ポンド、最大4ポンドで、最頻値は1ポンド2シリングである。男性の最低賃金は2ポンドなのに対し、女性は1ポンドで、平均値も男性2.7ポンドに対し、女性1.4ポンドとなっており、相対的に男性の方が女性よりも高い賃金が支払われている。

ジョイスの奉公人への賃金支払いは基本的に四半期単位であった。表5は賃金の支払い単位を整理したものであるが、96件中70件(73%)が四半期単位であった。半年単位の場合は22件みられるが、一年単位はわずかに1件と非常に少ない。また、一度に一年半分の賃金が支払われた場合も1件あり、他方、週単位の支払いが2件あった。つまり、実際の支払いという点から見た場合、「年払い」は契約上の単位であり、本当に賃金が年に一回支払われたわけではなかった。

表4 奉公人の賃金, 1638-47年

年間賃金額	男性	女性	合計
£1	0	3	3
£1 2s	0	5	5
£1 4s	0	1	1
£2	2	2	4
£2 10s	2	0	2
£3	1	1	2
£4	1	0	1
合計	6	12	18

出典 表1と同じ

表5 賃金の支払単位, 1638-47年

期間	件数	%
1年半	1	1.0%
1年	1	1.0%
半年	22	22.9%
四半期	70	72.9%
週	2	2.1%
合計	96	99.9%

出典 表1と同じ

<sup>31)</sup> Whittle, "Servants in rural England", p. 90. この他, ノーフォークの Le Strange 家は17世紀前半に平均16人の奉公人を雇っていた。Whittle and Griffiths, *Consumption and Gender*, pp. 212-213.

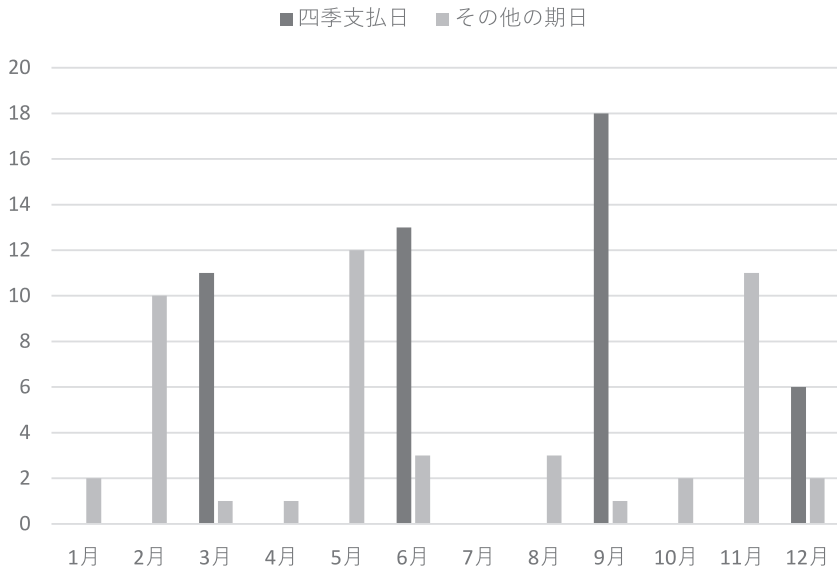


図1 賃金の支払期日, 月別, 1638-47年

出典 表1と同じ

少なくともこの時期はそうであった。

四半期単位での支払いが多いことと関連して、支払期日は標準的な四季支払日が多かった。図1は支払期日の月別一覧である。96件の支払いのうち、四季支払日が期日となっていたものが48件あり、その内訳は受胎告知の日が11件、夏至の日(6月24日)が13件、聖ミカエル祭が18件、聖誕祭(12月25日)が6件であった。聖ミカエル祭がすべての支払期日の中で最も多い点は穀物生産中心の農事暦との関係で興味深い。しかし、残り48件は四季支払日以外である。中でも2月(10件)・5月(13件)・11月(11件)に集中する傾向にある。しかも11月支払いのうち半数以上の6件は半年払いとなっており、事実上8月支払い分も含まれているとみれば、2月から11月までの四半期ごとの支払いパターンが四季支払日とは別に存在していたといっていだらう。細かくみると、聖燭祭 Candlemas(2月2日)を含む2月上旬が7件、聖十字架日 Holyrood Day(5月3日)を含む5月上旬が9件、収穫祭 Lammas(8月1日)を含む8月上旬が3件、諸聖人の日 All Saints' Day(11月1日)を含む11月上旬が6件となっていて、四季支払日よりも約一月遅いサイクルである。支払期日が雇用の開始と終了に密接に関係していることを思えば、これは9月に雇用サイクルが始まる典型的なパターンとは別にそれより一月遅いサイクルの雇用パターンも存在していたということでもある。このパターンは近世のヨークシャーでは通常の労働慣行だった。Goldbergによると、ヨークシャーではすでに14世紀後半から11月11日の聖マルティン祭 Martinmasからの1年雇用か聖マルティン祭から聖霊降臨日まで、あるいは聖霊降臨日から聖マルティン祭までの半年雇用が一般的であったという<sup>32)</sup>。こうした北部の雇用慣行が17世紀中葉のヘリフォードシャーでも併用されていたのかもしれない。ホ

<sup>32)</sup> P. J. P. Goldberg, *Women, work, and life cycle in a medieval economy: women in York and Yorkshire, c. 1300-1520* (Oxford: Clarendon Press, 1992), pp. 173-174.

イットルによると、16世紀中葉のノーフォークでも、奉公契約に入ったあるいは契約を終えた日付で最も多いのが8月1日で、つづいて6月24日であったとのことであるから、両雇用パターンが併用されていたと思われる<sup>33)</sup>。しかし、マンセルのイングランド南西部の研究では、16世紀後半から17世紀前半には女性奉公人の雇用は9月雇用パターンが一般的であったという<sup>34)</sup>。また、クスモールによると、おもに18世紀には、一年契約の90%以上が聖ミカエル祭、聖マルティン祭、五月祭 May Day に始まるか終わり、イングランド東部・南部では聖ミカエル祭、北部では聖マルティン祭が慣習的な雇用日であったと述べている<sup>35)</sup>。近世期に雇用慣行の地理的分化が進んだのかもしれない。

雇用期間については、一年単位の賃金払いがほとんどないことから、年単位での雇用であったかどうかを明言することはできない。唯一年雇用であったと推測できるのは料理メイドあるいは醸造メイドであった Magdalin Morris である。彼女は1641年11月30日期日の最初の半年分の賃金を受け取り、翌年5月31日期日の次の半年の賃金を受け取ると退職している<sup>36)</sup>。他方、Blainche Miles や Anne Pavier のように四半期払いの賃金が一度きりしか支給されず、その後帳簿に登場しないものもいるので、<sup>37)</sup> すべてが年単位雇用というわけではなかったことは確かである。また、賃金支払いの帳簿への記載が不連続な場合がしばしば見られる。ジョイスが記載を忘れた可能性もあるが、<sup>38)</sup> もしそうでないなら、雇用自体が断続的であった可能性もある。この点もふまえ、表6は賃金その他何らかの福利厚生を支払いがなされた期間を整理したものである。これによるとジョイスの奉公人28人のうち、1年未満の者は7人(25%)で残りは1年以

表6 賃金等の支払期間, 1638-47年

支払期間	人数	%
1年未満	7	25.0%
1年以上2年未満	6	21.4%
2年以上5年未満	10	35.7%
5年以上10年未満	4	14.3%
10年以上	1	3.6%
合計	28	100.0%

出典 表1と同じ

<sup>33)</sup> Whittle, *Development of agrarian capitalism*, pp. 272-273.

<sup>34)</sup> Mansell, *Female servants*, pp. 141-144.

<sup>35)</sup> Kussmaul, *Servants in husbandry*, pp. 50-51.

<sup>36)</sup> 帳簿の記載日はそれぞれ1641/2年3月19日と1642年6月1日である。BHAJJ, pp. 218, 223. 彼女についての帳簿上の言及はこれだけなので、具体的な活動についてははばわからないが、肩書から判断してジョイス世帯の調理を任されたのと、世帯内でおこなわれていた醸造作業に関わっていたことが推測できる。ただし、帳簿には彼女が雇われる前も退職した後も同じ役割で雇われた奉公人はおらず、その意味でもジョイスの奉公人の中では異色の存在といえるだろう。

<sup>37)</sup> BHAJJ, pp. 190, 192. アン・ペイヴィアは四半期分の貨幣賃金とは別に白黒の羊毛エプロンを受け取っているが、帳簿ではそれっきり登場してこない。ブランチ・マイルズは退職時に四半期分の賃金が支払われたと帳簿に明記されている。なお、アン・ペイヴィアと結婚した John Simons はその後ジョイスの庭園の作業に雇われた。Ibid., 261.

<sup>38)</sup> 帳簿には、「今まで忘れていた」という注釈のついた項目もしばしば見られるので、忘れたままになっている可能性もある。



上継続して奉公していた者だった。最も多いのは2年から5年で10人(36%)、5年以上5人(18%)で半分強が2年以上奉公していた。ただし、ここには賃金支払いのない奉公人が含まれる他、帳簿の開始前からあるいは終了後も奉公していた可能性のある人が14人もいるので、これらの数字はかなり過小評価していることになる。その点も考慮すると、ジョイスの奉公人たちは比較的長く仕えていたようだ。

雇用終了の理由について、この帳簿ではいくつか具体的な言及が残されている。まず、結婚を機にやめる場合。この事例は3件あるが、すべて女性である。うち2名、Anne Daviesとエリザベス・ゴールドディングには退職に合わせてジョイスから婚姻用衣装(ガウン)がプレゼントされた。材料費と仕立代合わせて、それぞれ順に4ポンド4シリング6ペンス、2ポンド2シリング3ペンスであった。彼女たちの貨幣賃金が順に、年2ポンドと1ポンドであったことと比べれば、破格の支出であったといえる<sup>39)</sup>。また、残る1名Elyzabeth Hackluitについては、婚礼用ガウンの代わりに、結婚後持参金として100ポンドが与えられた<sup>40)</sup>。結婚に際しての持参金払いはエリザベス・マンクランドやエリザベス・アクトンの時にも行われている<sup>41)</sup>。このようにジョイスの女性奉公人の場合には、結婚を機に奉公人から引退するという典型的なライフサイクル奉公人の特徴を有している。なお、奉公人をやめて結婚した後もこれでまったく縁が切れるわけではなく、ジョイスとの付き合いが続いていく。

一方、御者のThomas Bedfordは帳簿開始時からジョイスに仕えていたが、1644年10月に退職して自宅に帰る際、ジョイスからスーツ購入代4ポンドを与えられている<sup>42)</sup>。独立世帯を営むために退職したと思われ、これもライフサイクル奉公人の典型的な特徴といえる。ただし、女性奉公人とは違い、彼がこの機に結婚をしたとは明言されていない。

次に、他の世帯に転職するため辞める場合。ジョイスは1642年3月27日<sup>43)</sup>にThomas Harris of Neen Sollarsのためにスーツ一式の材料と仕立て料など2ポンド12シリング3ペンスを支出しているが、これはトマス・ハリスがジョイスの下を離れ、Mr William Rudhall of Rudhaleに奉公するにあたっての饞別であった。彼の場合、帳簿に登場する最初の賃金は1640年諸聖徒日節Allhallowtide(10月31日-11月2日)が支払期日の年賃金40シリングの一部であるが、それ以前の1638年5月22日から3度ほど祝儀が払われ、1639/40年3月10日にかれの新しい制服のための材料代と仕立代が支出されているので、その頃から正式に奉公人として雇われ、退職までの3年間ジョイスに奉公したのであろう。奉公人、とりわけライフサイクル奉公人に特徴的な転職を明言している貴重な事例である。

解雇された場合もある。御者のWilliam Mearickは仕事の失敗のため事実上首となった。かれ

<sup>39)</sup> 両者の年賃金との関係を見ると、婚礼用ガウンへの支出の差が年賃金の差と完全に比例している。これは単なる偶然であるのか、あるいはジョイス自身の雇用者としての経営感覚であるのか、あるいは当時の一般的相場を反映したものであるのかについては、事例も少なく、管見の限り、先行研究でもまったくふれられていないため、現時点では何ともいえない。なお、アン・デイヴィスのガウンは黒の絹製、エリザベス・ゴールドディングのガウンは黄褐色のカージー織 tawny kersey を使ったもので、素材も大きく異なる。BHAJJ, pp. 203, 207, 237, 241.

<sup>40)</sup> BHAJJ, p. 221. この他、彼女の父 Mr Thomas Hackluit of Kintley が娘のエリザベスに与えジョイスが管理していた持参金100ポンドを夫となった William Russell にジョイスが支払っていた。Ibid., pp. 185-186.

<sup>41)</sup> BHAJJ, pp. 155, 171, 242, 254, 270, 276, 283, 285.

<sup>42)</sup> BHAJJ, pp. 148, 160, 174, 181, 209.

<sup>43)</sup> 前後の日付の関係から、本来は「27日」ではなく「17日」であったかもしれない。

は1640/1年1月6日に初めて年賃金(12月6日支払期日)を支払われたが、約2ヶ月半後の3月23日に退職を理由に四半期の賃金支払いをうけた後、その3ヶ月後の1641年6月15日に再度退職を理由に四半期の賃金支払いを受けている。そして同時に馬車の車輪修理のために4シリング4ペンスをジョイスがかれに支払った。ところが、同年8月7日にジョイスは馬具屋 Roger Dewell と匿名の車大工に対して新たに馬車修理のため16シリングを支払うことになった。というのも、ウィリアム・メリックがジョイスの馬車を「故意に壊した had willfully broken」からだった。ウィリアムは直せなかったのか、直そうとしてさらに壊してしまったのか、その辺りは不明である。1639/40年2月11日に Mrs Richardson の従僕である Walter Harris に対し、ウィリアムに馬車の運転技術を教えることで報賞が支払われているので、ウィリアムはジョイスに奉公し始めてから御者としての仕事を学び始めたということで、御者としてはまったく未熟であったのだろう。とはいえ、雇い主に「故意」と取られてしまうようなヘマをしたので事実上解雇されたと思われる<sup>44)</sup>。

以上はもっぱら年払い賃金を前提に支払単位が半年ないし四半期の場合であったが、例外的に週単位の賃金支払いがあった。John Batch of Leominster はもともとレムスター近郊のジョイスの農場農地(ヘリフォード主教から借りた土地)5エーカーの犁耕を15シリングで請け負ったり(1638年夏)、1エーカーの豆の刈り取りをおこなったりしていたが(1639年)、その刈り取り後、週2シリングで12週間雇われた(聖ミカエル祭後の日曜日[10月6日]期日)。その後聖誕祭まで四半期延長し、さらに3週間延長した。四半期の賃金が12シリング6ペンス、その後3週間分が3シリングとなっていて、初めの12週分よりも週あたり半分弱の賃金となっている。もともとは短期間の雇用の予定が思いのほか長くなってしまった結果であろうか。四半期賃金が賃金率を引き下げる道具として使われたようだ。そのためかはわからないが、その後ジョン・バッチは元の農場に戻り、1640年8月に農地5エーカーの犁耕と播種を請け負った代金17シリング6ペンスを支払われた<sup>45)</sup>。

### 3) 貨幣賃金以外の受領物

帳簿では、貨幣賃金以外にも奉公人が受け取ったものが登場してくる。その最大のものが衣服である。上述した女性奉公人が結婚退職時にジョイスから贈られた婚姻用衣装はその最たるものだが、それ以外にも一部の女性奉公人にはガウン一式が支給された。例えば Joyce Simons は、1642年以降3回、ガウン一式を支給された。1642年7月の支払いでは黒のトルコ製タミー織の布を使ったガウンで材料代と仕立代合わせて3ポンド6シリング1ペンス、1645年8月では黒のフランドル製チェイニー織の布を使ったガウンで3ポンド6シリング11ペンス、1647年6月では毛色のイタリア製織物の布を使ったガウン(あるいはペチコートとウエイスコート)3ポンド1シリング7ペンスだった<sup>46)</sup>。この他、一部の女性奉公人にはボディースやペチコート、エプロン、靴などの支給があった。男性奉公人も一部に制服(スーツ一式)の支給があった。1641年8月28日、トマス・ハリスとトマス・ベドフォードのためスペイン製の布を使ったダブル

<sup>44)</sup> BHAJJ, pp. 180, 194, 198, 204, 207. 正確には再度雇用されなかったというべきか。

<sup>45)</sup> BHAJJ, pp. 162, 166, 173, 175, 178, 188. なお、1640年8月18日に支払われた犁耕と播種の作業代のうち、犁耕については左余白に「今まで忘れていた」とのメモがある。

<sup>46)</sup> BHAJJ, pp. 224, 265, 279, 282.

トとホーズからなるスーツとマントの制服一式の材料代と仕立代合わせて9ポンド1シリングが支出された。また、制服とは明記されていないが、マサイアス・ラフォードには1641年4月29日にスペイン製の布を使ったスーツとマント7ポンド8シリング5ペンスが支出された<sup>47)</sup>。この他、一部の男性奉公人にはスーツや靴などの支給があった。

住み込み奉公人の場合、食事と寝床が提供されるのが一般的である。寝床については帳簿からはわからない。食事については、ヘリフォード在住時には年間総支出額がわかるものの、その詳細はやはり不明である。1643年以降の疎開時には、ジョイスに同行したエリザベス・アクトンやジョイス・シモンズの四半期分の食費の支出が定期的に記録されている。こちらも食費の内訳はわからない。なにせよ、住み込み奉公人への食事の提供が雇い主の負担となっていたことは確かである。

奉公人が病気になったときにはその診察代あるいは薬代をジョイスが支出している。1638年11月13日、マサイアス・ラフォードが高熱を出したとき、おそらく診察のお礼であろう、ジョイスの主治医である Mr Harford に20シリングの付け届けがなされ、薬種商の Thomas Seaburn には薬のことで40シリングが贈られていた。1639年3月28日には同じくハーフォード医師にエリザベス・ハックルートとエリザベス・ニュートンの薬の診断料40シリングが支払われている。同年7月15日には、エリザベス・アクトン用の薬代9シリング6ペンスをトマス・シーボーンに支払っているが、ハーフォード医師の診断によるものであった。1643年8月18日、ジョイス・サイモンズがヘリフォードで病気になったとき、砂糖を購入するための代金2シリング6ペンスを彼女に送金している<sup>48)</sup>。奉公人の日常のケアは雇う側に責任があったことがわかる。

賃金以外の現金収入として、新年などの機会にジョイスからご祝儀が奉公人を含め知人・友人など身近な人たちへふるまわれた。これに限らず、いわゆるチップにあたる贈与がしばしば行われた。また、奉公人の外出時に飲食代やお小遣いが与えられることがある。マサイアス・ラフォードはジョン・ハックルートの農場を接収しに出掛けたとき、ウォートンでのビール代4ペンスを1638年12月14日に与えられた。また、ガーノズでカード遊びをするために1643/4年2月17日に6ペンスを与えられた<sup>49)</sup>。カード遊び代はエリザベス・アクトンも認められた。ジョイスのためにヘリフォードに買い物に出掛けた際、他の経費と合わせて7シリング6ペンスを1642/3年1月20日に与えられた<sup>50)</sup>。John Harris は市場で使うために1638年5月4日に4ペンスを、Joane Powell of Brecknock は市場での飲物代2ペンスを1640年8月26日に与えられた<sup>51)</sup>。ジョイス・サイモンズは毎年6月にヘリフォードの大市に出掛ける際はジョイスからお小遣いを与えられた。1シリングが相場だが、1642年の時は合計10シリングを与えられた<sup>52)</sup>。

一部の奉公人の場合、ジョイスに対する債権が発生し、その利子が支払われている。債権が発生する要因はさまざまである。マサイアス・ラフォードの場合、かれの忠実な奉公に応じてジョイスは100ポンドのストックを作成する約束をしていたようで、1642年7月30日にはそのための資金の一部50ポンドがジョイスからかれに贈られ、1643年11月3日にはその50ポンドに対

<sup>47)</sup> BHAJJ, pp. 201, 209.

<sup>48)</sup> BHAJJ, pp. 158, 163, 171, 242.

<sup>49)</sup> BHAJJ, pp. 159, 247.

<sup>50)</sup> BHAJJ, pp. 232-233.

<sup>51)</sup> BHAJJ, pp. 147, 189.

<sup>52)</sup> BHAJJ, pp. 204, 223, 241, 271, 282.

する半年分の利子 2 ポンドがかれに支払われた<sup>53)</sup>。エリザベス・ゴールドディングの場合、門外のワイドマーシュ街にあった自分の持ち家と庭園を 1640 年 12 月 11 日にジョイスに売却して彼女の奉公人となった際に、総額 25 ポンドのうち頭金 2 ポンドを除いた額が債権となって、彼女が奉公人を辞めるまで賃金とともに利子払いが発生していた<sup>54)</sup>。エリザベス・ハックルートの場合、結婚の際、父親から委託された持参金 100 ポンドが元金となり、彼女に半年分の利子 4 ポンドが 2 度支払われた<sup>55)</sup>。同じくエリザベス・マンクランドの場合も、結婚時にジョイスが持参金 10 ポンドを出したが、分割払いの残金が元金となって利子が支払われた<sup>56)</sup>。エリザベス・アクトンの場合は、1643 年 9 月にフランシス・ギアーズ・ジュニアと結婚する際、ジョイスがエリザベスの義父となるフランシス・ギアーズ・シニアに 800 ポンドの持参金を支払ったが、これも分割払いであったため 1647 年に完済するまでの間に利子が発生した<sup>57)</sup>。

晩年までジョイスに奉公していた者たちの中には遺言状で遺産譲渡がなされたものもいた。ジョイスの名づけ子 goddaughter でもあるジョイス・サイモンズには 100 ポンドがジョイス・ジェフリーズの死後 3 年以内に支払われるとともに、羽毛ベッドと長枕一式、ブランケット 2 枚と赤に緑の混じった掛け布団 1 枚、枕 1 つとウェールズ製の糸によるシーツ 2 枚組が遺贈された。また、エリザベス・ニュートンにも 100 ポンドが贈られたが、これはジョイスがエリザベスの賃金と利子から貯蓄していた元金だった。これに加えて、ジョイスの所有する土地や借地からエリザベスの生涯にわたって 20 シリングの年金あるいは年地代が毎年 3 月 20 日と 9 月 20 日に半額ずつ支払われることとされ、そして、羽毛ベッドと長枕一式、ブランケット 2 枚、紡毛製掛け布団 1 枚、麻製シーツ 2 枚組が遺贈された。ただし、エリザベスとその元金について彼女が濫用しないよう世話をすることを遺産執行者に要望している。もう一人、元奉公人で今は Joseph Ayleway の妻となっている Mary Davis に 5 ポンドが遺贈された<sup>58)</sup>。

奉公人として雇われた場合の基本的な支給物以外については、奉公が長くなればなるほど手厚くなっていくようだ。

#### 4) 奉公人の仕事

ジョイスの奉公人たちの実際の仕事はどのようなものだったか。帳簿という史料の特性上、金銭が発生しない仕事は記録に残らないのと、奉公人として雇われる場合、具体的仕事を明記されることなく一定期間の金銭が支払われるだけなので、奉公本来の具体的内容は直接にはわからな

<sup>53)</sup> BHAJJ, pp. 225, 245. なお、マサイアス・ラフォードへの利子払いはこの一回のみでこれ以降支払われた記録はなく、残り 50 ポンド分の贈与もおこなわれた形跡はない。

<sup>54)</sup> BHAJJ, pp. 193, 201, 213, 216, 222, 227, 233. なお、最初の利子払いが発生する直前に 10 シリングを返済しているので、債権 22 ポンド 10 シリングに対して四半期分 9 シリングの利子払いとなっていた。

<sup>55)</sup> BHAJJ, pp. 185-186, 205. この持参金はジョイスから結婚相手の夫ウィリアム・ラッセルに分割で支払われている。また、上述のように、これとは別にジョイスからエリザベスに持参金が贈られたが、同時にやはり半年分の利子 4 ポンドも併せて贈られた。Ibid., pp. 221-222.

<sup>56)</sup> BHAJJ, pp. 148, 154-155, 165, 171, 174, 182.

<sup>57)</sup> BHAJJ, pp. 242, 254, 259, 267, 269-270, 276, 283, 285.

<sup>58)</sup> TNA: PRO, PROB11/214/242; BHAJJ, pp. 305-309. 遺言状では「メアリー・デイヴィス」とあるが、帳簿に登場するアン・デイヴィスと同一人物であろう。帳簿では夫の名前も Joshua Ailway とあって微妙に異なる。この他、遺言状にはエリザベス・マンクランドについても言及がある。ジョイスの姉 Katherine Freeman の遺産の一部を「自分のいとこ」エリザベスの息子が徒弟に入るときに使ってほしいと希望している。

い。ただし、ヒントはちりばめられている。

まず、肩書に「御者」や「料理メイド」「醸造メイド」とある場合にはその肩書に由来する仕事があっただろう。しかも、料理メイドあるいは醸造メイドとして雇われたのはモードリン・モリスだけであり、しかも1年間のみであった。料理や醸造の仕事がこの1年のみであったとは考えがたいので、これらをほかの奉公人が仕事の一部としておこなっていたとみるのはおかしいことではないだろう。

奉公人として雇用される前後の仕事から推測できることもある。Sible Wattis はジョイスに奉公人として雇われる前の1639年6月5日に、エリザベス・アクトン用ガウンのための羊毛5パウンドを紡ぐ仕事のため、ジョイスから5シリング2ペンスが支払われた。彼女は奉公をやめた後の1643/4年2月17日にもホーズ用織糸の紡績作業のため4ペンスが支払われている。シビル・ワッティスがジョイスに雇われていた期間に紡績作業を全くしなかったとも考えづらく、おそらくはこの作業が奉公人として雇われた一番の理由だろう<sup>59)</sup>。同様にジョン・バッチも、上述のように、奉公期間の前後で農作業に従事していた。バッチが奉公している前後、ヘリフォードでは定期的に *Jauncy the gardener* が雇われたり、他のものが庭園での日雇い作業に従事したりしているので、バッチもこの園芸作業に従事していたのかもしれない<sup>60)</sup>。

事業関連の収支からも奉公人の仕事が浮かびあがってくる。ヘリフォードのジョイスの家では1643年冬に麦芽作りが行われ、その原料である大麦110ブッシェルとオート麦40ブッシェルがヘリフォードの市場でそれぞれ11ポンド19シリング9ペンスと2ポンド10シリング11ペンスで購入された。翌年6月には大麦の麦芽80ブッシェルがヘリフォードで販売され12ポンド6シリング8ペンスをえた。この間、麦芽作りのために特別に誰かが雇われた痕跡が帳簿にはないので、奉公人たちの誰かがこの作業に従事したのだろう<sup>61)</sup>。同様に、ジョイスの家では定期的に牛や羊、豚の屠殺が行われていた。また、11月から5月の冬期にヘリフォードで乳牛を飼っていて、その乳牛から搾った牛乳が自宅で消費されるとともに販売もされた。家畜の屠殺、牛の世話や搾乳、そして皮革や獣脂、牛乳その他畜産物の販売も奉公人の仕事であっただろう<sup>62)</sup>。つまり、ジョイスの奉公人の仕事の中には農作業や家内工業も含まれていたということである。

ジョイスが支出したチップからも奉公に含まれる仕事の一部がみえてくる。ジョイスが自分の奉公人かどうかにかかわらず、チップを与えた仕事の一つに運搬、配達がある。ボーイのディック・ロウルズが *Walford* から手紙をもってきたときチップが与えられた(1647年8月12日付)。また、*Mrs Rufford of Ross* からジョイス宛の砂糖・オレンジ・アニス水の入ったバスケットを運んできたときにもジョイスからチップをもらっている(1647/8年3月6日付)。奉公人の *Joane Halle* が *Kintley* から鶏をもってきたときにもチップが与えられた(1639年5月4日付)<sup>63)</sup>。

この運搬の仕事には送金作業も含まれる。1643年11月24日、ジョイスがエリザベス・ニュートンに生獣脂6ストーン分の代金16シリングを送金したとき、現金を運んだのは御者の

<sup>59)</sup> *BHAJJ*, pp. 168, 249. シビルは1640年5月26日と10月10日に、それぞれ5月3日と9月29日日期の四半期賃金を支払われている。 *Ibid.*, pp. 184, 190.

<sup>60)</sup> 1638年にはジョーンシーの他、*John of the Cott* と *Edward Parsons* が、1640年には再びジョーンシーが雇われたが、ジョン・バッチが奉公をしていた1639年は誰も雇われていない。 *BHAJJ*, pp. 146, 161, 183.

<sup>61)</sup> *BHAJJ*, pp. 127, 249.

<sup>62)</sup> *BHAJJ*, pp. 99, 102, 108, 110, 115, etc.

<sup>63)</sup> *BHAJJ*, pp. 166, 282, 288.

トマス・ベドフォードだった。そのニュートンは、1647年9月27日にウスターのアン・エイルウェイ夫人(旧姓ダイヴィス)にジョイスが1シリングを送金したときにその現金を運んだ<sup>64)</sup>。

ジョイスの代わりに買い物をしたり、代金を支払ったりするのも奉公人の仕事だっただろう。1639/40年2月1日、エリザベス・ハックルートはジョイスの代わりに呉服商 Harry Meredith に20ペンスを支払った。1643年11月3日、James Watthis が Harborough 大市でジョイス用の4頭の鹿毛の雌の子馬を4ポンドで購入した。1647年5月3日、ジョイス・サイモンズはプロムヤードの大市でブラッドワード用シーツのための粗めの布29.5エルを39シリング2ペンスで購入した。また、彼女は同年9月10日の記録では青のウーステッドのホーズ1組を5シリングでジョイスのために購入した<sup>65)</sup>。マサイアス・ラフォードやジョン・ベリーのよう執事や領地管理人の立場の場合には、貸付金の利子の受け取りや地代の徴収、あるいは負債の利子や地代の支払いなどをジョイスの代わりに行った。

一般的奉公人、あるいは家事奉公人は家内労働にのみ従事したように思われがちであるが、実際は農作業を含む野外でのさまざまな仕事にも関わっていたのだ。

## おわりに

ジョイス・ジェフリーズの家計簿から、彼女が雇った奉公人の実態についてみてきた。まず重要な点は、帳簿中に明確に奉公人として肩書が与えられているものばかりではないということだ。エリザベス・アクトンを筆頭に、その肩書が与えられていなくても、それ以外の要素から明らかに奉公人として務めていたものがジョイスの世帯内には存在した。また、奉公人がすべて賃金を支払われているわけでもない点も重要だ。ディック・ロウルズのように、おそらくは貧民徒弟修業制度との関係で、一般に奉公に入るとみなされる年齢以前から奉公に出ている年少者には賃金は支払われなかった。その一方で、マサイアス・ラフォードのように、ある程度の期間勤めた奉公人は賃金支払いからストックとその利子支払いへと移行し、それと併行して執事などより上級の奉公人へと昇格してその後は「無給」でジョイスに仕えた。ただし、昇格後も賃金以外の福利厚生が与えられているので、そうした現物支給も含めると本当に無給であったわけではない。また、長年仕えた奉公人が退職する際には、その祝いに衣服一式が贈られ、とくに女性奉公人が結婚を機に退職する場合には、婚礼用ガウン一式や持参金がジョイスから贈られた。

ジョイスの奉公人は比較的長く務めるものが多かった。賃金の支払い単位が基本的に四半期単位であったこともあり、1563年の職人法が求める1年単位の雇用は現実にはゆるく運用されていた。ただし、日雇い労働とは明確に区別されていた。また、四季支払日に沿った雇用サイクルがある一方で、それよりも1ヶ月遅い雇用サイクルも存在した。クスマールが明らかにした18世紀の農業奉公人の雇用パターンでは、四季支払日サイクルは東部と南部に、1ヶ月遅いサイクルは北部に典型的であったと指摘されているが、17世紀中葉ヘリフォードシャーの奉公人ではその両者が共存している。これは奉公内容、地理的な相違、時間経過による変化、あるいはジョイス世帯がジェントリ世帯であったこととも関係しているかもしれない。さらなる精査が求められよう。

<sup>64)</sup> BHAJJ, pp. 246, 284.

<sup>65)</sup> BHAJJ, pp. 178, 245, 278, 283.

さらに、ジェントリ世帯であっても奉公人の仕事の専門化はそれほど進んでいなかったようである。御者トマス・ベドフォードや料理・醸造メイドのモードリン・モリスのように特定の仕事に特化して雇われたのは例外で、ほとんどが家事全般について仕事をこなしていた。そればかりかシビル・ワッティスのように紡績作業の日雇いで雇われていたものが一時的に奉公に入ってきたり、ジョン・バッチのように領主の農場で農業労働に従事したものが家内奉公に出仕したりすることもあり、さらにはジョイスの自宅で飼っている家畜の世話など、家事と生産活動との区別も厳格なものではなかっただろう。17世紀中葉の奉公人雇用労働は一世紀後と比べていろいろな面でより柔軟な雇用制度だった。

(本研究は、令和5年度北海学園大学学術研究助成金の成果の一部である)